

Let's 手話

市は、平成30年12月に障がいがある人もない人もだれもが話しやすい、暮らしやすいまちを目指し、**手話言語条例**を制定しました。皆さんに手話を学んで、使って、コミュニケーションの輪を広げ、手話に親しんでいただけるよう、これまで手話を紹介してきました。今回は、日常生活で使える1フレーズを紹介します。

また、令和2年2月に開催される草の根フェスティバルでは、会場の皆さんと一緒に手話コーラスで「世界に一つだけの花」を披露する予定です。

▶問合せ 福祉課 障がい福祉係 (☎95-0118)

No.9

はじめまして、よろしくお願いします



【初めて】左手の甲に右手をのせ、右手の指を閉じて上げながら人差し指を伸ばす。



【会う】両手の人差し指を立てて左右から寄せる。



【よろしくお願いします】右手のこぶしを鼻につけ、前に下げながら手を開く。



草の根フェスティバル

障がいおよび障がいのある人に対する市民の関心、理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加意識の高揚を図るため、毎年12月3日～9日の「障害者週間」に実施してきたイベントです。今年度は令和2年2月に行います。

▶とき 令和2年2月15日(土) 午後1時から(午後0時30分開場)

▶ところ 文化会館 花しょうぶホール

▶入場料 無料

第6回みんなのソフトミニバレーボール大会参加チーム募集

▼とき 令和2年2月23日(祝) 午前8時30分

▼ところ 福祉体育館 主競技場

▼対象 18歳以上の人(初心者大歓迎)

▼チーム構成 次のいずれか

・1チーム男性1人以上と女性3人以上の合計4人以上

・1チーム女性4人以上

▼競技規則 「みんなのソフトミニバレーボール ルール」を採用

▼組合せ 抽選会を当日行います。

▼参加費 1チーム2千円(当日集金)

※参加費に変更がある場合は事務局から連絡します。

▼申込み 令和2年1月23日(木)午後5時までに申込書に必要事項

を記入のうえ福祉体育館(☎82-5151 午前9時～午後5時

祝日を除く月曜休館)へ。

※申込書は福祉体育館窓口にあります。

▼問合せ 事務局 平松(☎090-8457-6562)へ。

※不在時は留守電に伝言をお願いします。伝言のない場合は対応できません。



愛知県の特定最低賃金改正のお知らせ

県内の特定の産業に適用される4業種の特定最低賃金について、12月16日から改正されます。すでに10月1日に改正されている「愛知県最低賃金」とあわせ、愛知県の最低賃金(時間額)は左表のとおりです。

(地域別最低賃金)

最低賃金名	時間額	発効日
愛知県最低賃金	926円	令和元年10月1日

(特定最低賃金)

最低賃金名	時間額	発効日
製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	975円	令和元年12月16日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	947円	
輸送用機械器具製造業最低賃金	955円	
自動車(新車)小売業最低賃金	941円	

詳しくは、県労働局ホームページ(https://site.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei-toukei/chingin_kanairou-dou/saiteichingin_toukei/saiteichingin.html)をご覧ください。

▼問合せ 愛知労働局労働基準部賃金課(☎052-05267)

